

**「ブロードバンド基盤の在り方に関する研究会最終取りまとめ【案】」  
に対する主な意見及び研究会の考え方【案】【概要】**

---

**2022年2月2日**

**事務局**

# 意見募集の結果【概要】

## 実施期間

令和3年12月23日(木)～令和4年1月21日(金)

## 意見提出者（提出順）

合計23者

### 【電気通信事業者等：16者】

(株) エネルギア・コミュニケーションズ、楽天モバイル(株)、アルテリア・ネットワークス(株)、(一社) 全国消費者団体連絡会、JCOM(株)、日本電信電話(株)、西日本電信電話(株)、(一社) 日本インターネットプロバイダー協会、東日本電信電話(株)、(株) NTTドコモ、(株) オプテージ、ソフトバンク(株)、KDDI(株)、(公社) 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会、(株) テレビ東京、(一社) 日本ケーブルテレビ連盟、

### 【個人：7者】

No.	提出された主な意見	研究会の考え方【案】
<b>第1章 制度改正の基本的な考え方</b>		
<i>全体的に基本的に賛同。</i>		
<p>1</p>	<p>ブロードバンドサービスは、Society5.0時代やwith/afterコロナの時代において、テレワーク・遠隔教育・遠隔医療等、国民生活を営むにあたって不可欠なものとなっていくものと認識しており、政府のデジタル田園都市国家構想等の実現に向けて、国・自治体の補助金によってブロードバンド基盤の更なる整備を図りつつ、新たに創設される制度を通じて広くブロードバンドサービスの維持等を図るとする政策に賛同します。</p> <p>また、ブロードバンドサービスの維持等の方策について、現に様々な形態で事業者間での競争が繰り広げられていることを踏まえ、特定の事業者にサービス提供の責務を課すのではなく、最も効率的に維持等が可能な事業者が任意にブロードバンドサービスの提供を担う制度とすることで、国民全体の負担額が抑制される整理となったことに賛同します。</p> <p>今後、制度の詳細の議論を進めるにあたっては、本制度を通じて不採算地域においても広くブロードバンドサービスの維持等を図ることで、テレワーク・遠隔教育等の普及の加速等により得られる国民全体の便益や、ブロードバンドサービスの維持等に要する交付金の費用規模を提示した上で、国民全体のコンセンサスを得ながら丁寧に進める必要があると考えます。</p> <p>上記の議論を踏まえ、NTT東西は、政府のデジタル田園都市国家構想や持続可能な地域社会の実現等に貢献するべく、FTTHサービスを既に提供しているエリアでは、安定・継続的な役務提供を担うことに加え、他事業者も含めFTTHサービスを提供していないエリアでは、国・自治体の補助金によるブロードバンド基盤の整備を前提に、新たな交付金等による必要十分で過大でない支援を活用することで、自治体と連携したブロードバンド基盤の整備・維持の担い手として、積極的に取り組んでいく考えであり、持株会社としても、そうした取り組みの支援をしていく考えです。</p> <p>最後に、将来を展望すると、我が国において、少子高齢化に伴う人口減少により、地方の集落の消滅等が避けられない中、持続可能なまちづくりを推進等する観点から、官民が連携し、生活インフラ全体(電気・水道・交通等)の在り方を含むコンパクトシティ化の議論を早急に進めていく必要があると考えます。その際、ブロードバンドサービスの維持等に係る制度は、6G等の無線技術はもちろん、衛星コンステレーション等の新しい技術の進展が見込まれることを踏まえ、技術・社会環境の変化に応じ、今後も引き続き見直していく必要があると考えます。</p> <p style="text-align: center;">【日本電信電話株式会社】※同旨西日本電信電話株式会社等5者</p>	<p>基本的に賛同の御意見として承ります。</p> <p>また、頂いた御意見は、今後の詳細検討や中長期的な検討の際に参考とさせていただきます。</p>

# 提出された主な意見と研究会の考え方【案】

No.	提出された主な意見	研究会の考え方【案】
<b>第1章 制度改正の基本的な考え方</b>		
基本的に賛同。今後の詳細検討については、必要な情報を開示し、関係者のコンセンサスを得ながら取り組むべき。		
2	<p>ブロードバンドサービスの「基礎的電気通信役務化」を行う上で、不採算地域における「維持」等のための交付金制度とすることは、これまで民間主導の活発な設備競争により整備が進められてきたブロードバンドサービスの公正競争の確保の観点から適当であると考えます。</p> <p>他方で、最低限必要なサービスレベルを維持するための費用として、交付金の負担を強いられる国民のコンセンサスを得られるように「コストミニマム」であることが重要であり、具体的負担金額を早期に示した上で、制度改正の検討を進めることが重要と考えます。</p> <p>またブロードバンドサービス提供事業者は全国規模のNTT東西殿の他にも大小様々な事業者が存在し、競争が行われているところ、本報告書では、その競争に影響を及ぼす可能性があると考えられる「ラストリゾート事業者の在り方」や「支援額算定の具体的な考え方」等の重要な項目の詳細内容は引き続き検討とされております。これら重要な項目の在り方によっては、特にNTT東西殿に比して規模の小さな事業者の経営に大きな影響を及ぼすこと等、公正な設備競争に歪みが生じるおそれがあると考えます。ひいてはブロードバンド基盤について国民生活に不可欠なサービスの多様化への対応や持続的な提供を確保するといった本来の目的達成を阻害する懸念につながることから、今後の詳細検討においては、競争環境への影響に留意いただくことを要望いたします。</p> <p style="text-align: center;">【株式会社オプテージ】※同旨西日本電信電話株式会社等3者</p>	<p>基本的に賛同の御意見として承ります。</p> <p>また、頂いた御意見は、今後の詳細検討の際に参考とさせていただきます。</p>
卸先事業者による有線ブロードバンドサービスも基礎的電気通信役務として位置付けるべき。		
3	<p>卸先事業者が提供するサービスを基礎的電気通信役務から除外することについて、不採算地域における回線設備の維持に必要な費用を支援するという交付金制度の目的からは理解できますが、一方で、公正な市場競争環境促進および利用者への安定的なサービス提供・品質確保の観点から、卸先事業者についても基礎的電気通信役務の提供事業者に位置付け、同様に規律を課すことが必要かと考えます。</p> <p style="text-align: center;">【株式会社エネルギア・コミュニケーションズ】※同旨株式会社オプテージ</p>	<p>今般の交付金制度は、基本的には、不採算地域における回線設備の維持に必要な費用を支援するものであることに加え、卸元である回線設置事業者が提供するサービスに対して役務提供義務を含む各種規律を課せば、当該エリアにおける適切、公平かつ安定的な役務提供の選択肢は確保されると考えられることから、他の事業者から卸電気通信役務の提供を受けて提供するサービスについては、「基礎的電気通信役務」としては位置付けないことが適当であると考えます。</p>

# 提出された主な意見と研究会の考え方【案】

No.	提出された主な意見	研究会の考え方【案】
<b>第1章 制度改正の基本的な考え方</b>		
携帯ブロードバンドサービスも基礎的電気通信役務として位置付けるべき。		
4	<p>技術中立性の観点から、有線・無線に関わらずコストミナムとなる最適な手段を選択することが国民負担を軽減する上で重要と考えることから、将来的には、携帯ブロードバンドサービスについても基礎的電気通信役務として位置づけることを視野に入れ引き続き検討いただくことを要望いたします。</p> <p>【株式会社オプテージ】※同旨JCOM株式会社</p>	<p>携帯ブロードバンドについては、①少なくとも現時点においては、テレワーク、遠隔教育、遠隔医療等を継続的・安定的に利用するための手段としては、必ずしも十分でない場合があること、②新たな交付金制度の対象としなくとも、事業者間の競争を通じた自主的な取組により、全国的なサービス提供が確保されると想定されることから、今般の制度改正においては、「基礎的電気通信役務」としては位置付けないことが適当であると考えます。</p>
有線ブロードバンドサービスの極限的な不採算地域においては、携帯ブロードバンドサービスによる補完的対応を図ることが適当。		
5	<p>ブロードバンドへのユニバーサル交付金の支援により、今後ますます有線ブロードバンドの未整備地域の解消が大きく進展することが予想されます。</p> <p>一方、携帯ブロードバンドの活用については、有線ブロードバンドでの整備・維持が費用対効果の面で経済合理性に欠け、さらに自治体からも有線ブロードバンドのニーズが認められないような極限的な不採算地域においてのみ補完的に活用することが適当とされています。</p> <p>当然ながら、利用者の交付金負担が少しでも軽減されることが望ましく、5Gなどの技術的進展が見込まれることから、有線ブロードバンドと同等の品質である携帯ブロードバンドについては、より積極的な活用がなされるべきと考えます。</p> <p>また、最終的に有線か無線かの判断を自治体へ依拠するのではなく、より明確な判断基準を制度設計時に盛り込んでいただくことを要望いたします。</p> <p>【JCOM株式会社】</p>	<p>社会全体としての最低限の経済的合理性を確保する観点から、有線ブロードバンドの整備・維持が費用対効果の観点から著しく合理性を欠き、当該地域の自治体にも有線ブロードバンドの整備・維持に対するニーズが認められないような極限的な不採算地域については、例外的に、携帯ブロードバンドサービスによる補完的対応を図ることが適当であると考えます。</p> <p>いかなる場合にこのような対応を図るかは、当該地域の自治体の意向も踏まえ、個別具体的に判断する必要があると考えます。</p>
有線ブロードバンドサービスの補完的対応を図る携帯ブロードバンドサービスは、広く無線ブロードバンドサービス(BWA等)を含むべき。		
6	<p>有線ブロードバンドを原則としつつも、ユニバーサルサービス基金の肥大化を避ける観点から、無線ブロードバンドの補完を行うことには賛同します。ただし、一部のCATV事業者は不採算地域における通信手段として、地域BWAを活用している事例があり、補完手段を携帯電話サービスに限定する必要はないと考えます。</p> <p>つきましては、報告書に記載されている「携帯ブロードバンドサービス」について、CATV事業者が提供するローカル5Gや地域BWAなど、固定無線(FWA)を活用してユニバーサルサービスも含むことができるよう「携帯ブロードバンドサービス(ローカル5Gや地域BWAによる無線ブロードバンドを含む)」のように地域BWAやローカル5Gが読めるように修正いただくことを要望します。</p> <p>【一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟】※同旨KDDI株式会社</p>	<p>御意見を踏まえ、3頁の脚注10の記載を修正しました。</p>

# 提出された主な意見と研究会の考え方【案】

No.	提出された主な意見	研究会の考え方【案】
<b>第2章 新たな交付金制度の在り方</b>		
支援対象(区域・事業者・経費)については、いたずらに負担額を増大させることがないようにすべき。		
7	<p>支援対象(区域・事業者・経費)については、最終的には国民の負担につながることから、コストミニマムを旨とし、いたずらに負担額を増大させることは望ましくないと考えます。</p> <p>具体的には、有線ブロードバンド未整備地域においては最低限の経済的合理性を確保する観点から、有線ブロードバンドの新規整備に加え、可能な限り携帯ブロードバンドサービスにて補完的対応が推進されることを要望いたします。</p> <p style="text-align: right;">【JCOM株式会社】</p>	<p>社会全体としての最低限の経済的合理性を確保する観点から、有線ブロードバンドの整備・維持が費用対効果の観点から著しく合理性を欠き、当該地域の自治体にも有線ブロードバンドの整備・維持に対するニーズが認められないような極限的な不採算地域については、例外的に、携帯ブロードバンドサービスによる補完的対応を図ることが適当であると考えます。</p> <p>いかなる場合にこのような対応を図るかは、当該地域の自治体の意向も踏まえ、個別具体的に判断する必要があると考えます。</p>
支援対象区域は柔軟に見直すべき。		
8	<p>&lt;意見&gt;</p> <p>支援対象区域として「～新たな交付金制度では、原則として、特定の事業者が1者のみで提供している地域(非競合エリア)を特定した上で、当該地域でサービス提供を行う事業者に限って、交付金による支援対象とすることが適当である。」について賛成しますが、対象となる地域については状況の変化等を踏まえて柔軟に見直せるようにしてください。</p> <p>&lt;理由&gt;</p> <p>新たな交付金制度の趣旨として、競合が発生しない地域において提供する場合に限られるべきです。ただし、その後に地域開発などにより事情が変化し、競合可能となったエリアがあった場合には交付金制度の対象地域を柔軟に見直し、独占状態とみなされないようにしていく必要があります。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人全国消費者団体連絡会】※同旨西日本電信電話株式会社等4者</p>	<p>支援対象となる地域については、人口動態や市場の状況等を踏まえ、定期的に見直すことを想定しています。</p>

No.	提出された主な意見	研究会の考え方【案】
<h2>第2章 新たな交付金制度の在り方</h2>		
<p>今後、交付金による支援対象設備や算定方法等の詳細検討が必要であり、審議会等のオープンな場で検討していくべき。</p>		
9	<p>ブロードバンドサービスの提供に要するコストの範囲やコスト構造等、コストの詳細が明らかにされていない段階で、支援対象設備の範囲や交付金支援額の算定方法の適正性を判断することはできないことから、支援対象となる事業者のブロードバンドサービスの提供に要する費用の詳細を把握したうえで、支援対象設備の範囲や算定方法をどうすべきか改めて検討することが必要と考えます。</p> <p>その際、高度無線環境整備推進事業等の補助金と今回の交付金制度で二重支援とならないよう、補助金で手当てされた対象設備については当該補助金分を減価償却費から控除する等、詳細な検討が必要と考えます。</p> <p>国民経済全体の負担の最小化を図る観点からは、非効率性を排除して適正なコストに抑制し、必要最小限の支援とすることが必要であり、また、事業者間の競争に影響を及ぼさない算定方式であることが必要です。</p> <p>具体的にどのような設備コストや設備コスト以外の費用を支援対象とするかどうかについては、本最終取りまとめ【案】に記載のあるとおり、審議会等のオープンな場で検討していくことが必要と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI株式会社】</p>	<p>交付金による支援対象となる経費の範囲等の交付金制度の詳細については、今後、審議会等のオープンな場で改めて検討していくことを想定しています。</p>
<p>費用算定において、非効率性の排除は重要である。一方、不採算地域での費用回収の観点から、費用算定は実際費用をベースにすることが望ましい。</p>		
10	<p>費用算定の考え方として、制度の安定的な運用の確保、及び事業者固有の非効率性を排除することは重要だと考えます。</p> <p>他方で、支援対象地域は不採算の高コスト地域であり、実際にかかった費用を回収できない仕組みでは設備設置事業者の事業運営を圧迫しかねず、結果として設備やサービスの運用に支障を生じさせるおそれがあると考えます。このため、費用算定の考え方は実際の費用をベースに算定することが望ましいと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社オプテージ】※同旨西日本電信電話株式会社等2者</p>	<p>実際費用方式については、費用額の事前の見通しが立たず、制度の安定的な運用が困難となる可能性があることや、事業者固有の非効率性が温存される可能性があることから、新たな交付金制度においては、原則として、標準モデル方式を採用することが適当と考えます。</p> <p>なお、標準モデル方式を原則とする趣旨は、あくまでも制度の安定的な運用を確保するとともに、事業者固有の非効率性が温存される可能性を排除するためであることから、標準モデルの内容は、当該目的が達成される限度で、各事業者の実際の費用に近いものであることが望ましいと考えます。</p>

# 提出された主な意見と研究会の考え方【案】

No.	提出された主な意見	研究会の考え方【案】
<b>第2章 新たな交付金制度の在り方</b>		
受益者から広く応分の負担を求める仕組みとする方向性に基本的に賛同。なお、受益者の範囲はよく検討することが必要。		
11	<p>&lt;意見&gt; 「現行の電話に係るユニバーサルサービス交付金制度と同様、新たな交付金制度においても、受益者負担の考え方を採用し、不採算地域におけるブロードバンドサービスの提供が確保されることで利益を得る者全体に広く応分の負担を求める仕組みとすることが適当である。」との考え方には賛成しますが、受益者の範囲をよく検討する必要があります。</p> <p>&lt;理由&gt; 既に実装されているユニバーサルサービスの制度と同様に受益者負担の原則を採用することには賛成しますが、そもそも受益者とは、消費側だけにあるのかどうか、OTT事業者をはじめ、事業の提供者側におけるステークホルダーなども含めた公平性の在り方を考え、その範囲をよく検討していく必要があります。 【一般社団法人全国消費者団体連絡会】※同旨KDDI株式会社等2者</p>	<p>基本的に賛同の御意見として承ります。 OTT事業者を負担対象者とするかについては、ネットワークのコスト負担の在り方全体を巡る議論の中で、中長期的な視点から、海外の事例も参考にしつつ、総合的に検討していくことが適当であると考えます。</p>
OTT事業者を負担対象者とするかは、今後総合的に検討していくことが必要。		
12	<p>OTT事業者について「OTT事業者も受益者であるが、このような観点からの受益者負担の可能性については、ネットワークのコスト負担の在り方全体を巡る議論の中で、中長期的な視点から、海外の事例も参考にしつつ、総合的に検討していくことが適当」とされたことについて、賛同いたします。受益者負担の考え方を踏まえ、今後議論をさらに深めていくことが必要と考えます。 【株式会社NTTドコモ】※同旨JCOM株式会社等5者</p>	<p>OTT事業者を負担対象者とするかについては、ネットワークのコスト負担の在り方全体を巡る議論の中で、中長期的な視点から、海外の事例も参考にしつつ、総合的に検討していくことが適当であると考えます。</p>
負担金算定の単位について、新制度の施行までの間に、審議会等のオープンな場で検討していくことに基本的に賛同。その際、負担の公平性の検討等が必要。		
13	<p>負担金算定の単位について、「契約数とエンドユーザ数が必ずしも一致しない場合があるが、このような場合の扱いについては、新制度の施行までの間に、審議会等のオープンな場で検討していくことが適当」とされたことに賛同いたします。エンドユーザへの転嫁を前提に考えた場合、1回線を複数で世帯利用するケース等、利用形態を踏まえた負担の公平性について検討していく必要があると考えます。 【株式会社NTTドコモ】※一般社団法人全国消費者団体連絡会等2者</p>	<p>負担金の算定に係る考え方の具体的内容については、今後、審議会等のオープンな場で改めて検討していくことを想定しています。</p>

# 提出された主な意見と研究会の考え方【案】

No.	提出された主な意見	研究会の考え方【案】
<h2>第2章 新たな交付金制度の在り方</h2>		
<p>いわゆるユニバーサルアクセスへの転換については、中長期的な課題として検討が必要。</p>		
14	<p>&lt;意見&gt;  「現状において、加入電話等は引き続き国民生活に不可欠なサービスであることから、今般の制度改正においては、現行の電話に係るユニバーサルサービス交付金制度は存置した上で、別途、有線ブロードバンドサービスに係る新たな交付金制度を創設することが適当であるが、中長期的には、この点も含めて、見直す余地があると考えられる。その際は、特定のサービスの維持を目的とした現行のユニバーサルサービス交付金制度の仕組み自体を見直し、各種サービスの前提となる不可欠基盤（光ファイバ網等）の維持を目的とした新たな制度的枠組み（ユニバーサルアクセス）へと転換を図ることも、1つの選択肢であると考えられる。」との考え方に賛成します。</p> <p>&lt;理由&gt;  今後も通信技術は大きく変化していくことが予想され、無線ブロードバンドにおいても、5G～6Gへと変化していくと言われていています。そうした中においては、近い将来、加入電話や有線ブロードバンドの役割も変化していくことも考えられますので、中長期的な視野を持って、時代によって大きな見直しを行うことについても、記載されている方がよいと考えます。</p> <p>また、今後大きな見直しが行われることがあった場合には、国民（利用者）に負担が偏ることのないよう、制度の検討において国民（利用者）の声を聞きながら慎重に行ってください。</p> <p>【一般社団法人全国消費者団体連絡会】※同旨西日本電信電話株式会社</p>	<p>いわゆるユニバーサルアクセスへの転換については、中長期的な課題として引き続き検討を行って参ります。</p>
<h3>【補論1】いわゆるラストリゾート事業者に期待される役割</h3>		
<p>有線ブロードバンドサービスについて、特定の事業者に法的責務を課すことは適当ではないとの整理に基本的に賛同。</p>		
15	<p>ブロードバンドサービスの維持等の方策については、現に様々な形態で事業者間での競争が繰り広げられていることを踏まえ、特定の事業者にサービス提供の責務を負わせるのではなく、最も効率的に維持等が可能な事業者が任意にブロードバンドサービスの提供を担うことにより、国民全体の負担額が抑制されることから、「NTT東西等に対して、有線ブロードバンドサービスに関するラストリゾート事業者としての法的責務を課すことは、必ずしも適当ではない」との整理に賛同します。</p> <p>【西日本電信電話株式会社】※同旨東日本電信電話株式会社</p>	<p>基本的に賛同の御意見として承ります。</p>

# 提出された主な意見と研究会の考え方【案】

No.	提出された主な意見	研究会の考え方【案】
<p>【補論1】いわゆるラストリゾート事業者に期待される役割</p>		
<p>NTT東西に対して、法的責務を課すことが適当。</p>		
16	<p>政府は、デジタル社会形成基本法において「全ての国民が情報通信技術の恵沢を享受できる社会の実現」を基本理念として掲げるとともに、デジタル田園都市国家構想において、条件不利地域における居住世帯向け光ファイバ整備を支援することで、2030年までに99.9%の世帯をカバーする方向性を示しました。こうした国家構想と並行する形で、今般、有線ブロードバンドサービス(FTTH及びCATVインターネットのうちHFC方式)を「基礎的電気通信役務」の新たな類型として位置付け、有線ブロードバンドサービスについても、不採算地域における基礎的電気通信役務の安定的な提供を確保するための交付金制度が創設されることとなりました。</p> <p>新たな交付金制度は、不採算地域におけるサービスの安定的な提供確保を目的とするだけでなく、「有線ブロードバンド未整備地域の解消促進」と「公設公営・公設民営から民設民営への転換促進」もその副次的な目的とし、まさにデジタル田園都市国家構想の方向性にも合致する目的となっております。</p> <p>一方、本交付金制度においては、交付金による支援を受けた事業者がなおも財政困難でやむを得ず撤退する場合のセーフティネットであるラストリゾート責務の制度的担保がないため、当該地域における国民・利用者に対する有線ブロードバンドサービスの提供が確保されず、政策目標である99.9%の世帯カバーの実現に支障をきたす恐れがあります。</p> <p>「テレワーク、遠隔教育、遠隔医療等のデジタル技術のメリットを、全ての国民が、地理的な制約等に関わらず享受できる環境を実現」するためには、ラストリゾート責務の制度化が必要不可欠であることから、今回の交付金制度の創設とあわせてラストリゾート責務についても制度化すべきと考えます。</p> <p>ただし、ラストリゾート責務については、事業者に対して強制力を伴う役務提供義務を課し、経営の自由度を奪うことにもなることから、極めて特別な地位にある事業者のみが担い得るものであると考えます。この観点からは、全国規模の局舎や管路・とう道等の線路敷設基盤を保有し、政府出資の特殊法人として特別な責務を負うNTT東・西が、ラストリゾート事業者として最もふさわしく、NTT法によってラストリゾート責務を担保することが必要と考えます。</p> <p>仮にNTT法の「あまねく提供義務」としてラストリゾート責務の制度化を行わないにしても、少なくとも、特別支援対象区域の適格電気通信事業者となり得る事業者に対して求める不採算地域における有線ブロードバンドサービスの提供計画の公表について、NTT東・西が該当する場合には、NTT法第12条で規定される事業計画の対象として総務大臣の認可事項とすることで、国民・利用者に対する有線ブロードバンドサービスの提供確保に寄与するとともに、政策目標である99.9%の世帯カバーの実現にもつながるものと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI株式会社】</p>	<p>現在のNTT法第3条の責務規定は、NTT法が制定された当時の状況を前提に設定されたものであり、通信技術の進展や社会情勢の変化等を踏まえ、民主的な検討及び決定のプロセスを経て、その内容を時代に適合したものとなるよう改めること自体は、制度の在り方として、否定されるものではありません。</p> <p>しかしながら、</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 現状において、加入電話等は依然として国民生活に不可欠なサービスであり、NTT東西等の電話に関する責務は当面は引き続き維持する必要があると考えられること</li> <li>② NTT東西等に過剰な法的責務を課すことは、NTT東西等の自主的判断の余地を狭め、NTT東西等の企業体としての合理的経営を損なうおそれがあること</li> </ol> <p>を踏まえると、今般の制度改正における対応として、NTT東西等に対して、有線ブロードバンドサービスに関するラストリゾート事業者としての法的責務を課すことは、必ずしも適当ではないと考えられます。</p> <p>その一方、有線ブロードバンド未整備地域の解消や公設公営・公設民営からの民設移行等を、国・自治体・事業者が連携して進めていく上での道筋を明らかにする観点から、NTT東西やその他の有線ブロードバンドサービス事業者(例えば、特別支援対象区域の適格電気通信事業者となり得る事業者)に対し、不採算地域における有線ブロードバンドサービスの提供等に関する計画の公表等を求めることが適当であると考えます。</p>

# 提出された主な意見と研究会の考え方【案】

No.	提出された主な意見	研究会の考え方【案】
<p>【補論1】いわゆるラストリゾート事業者に期待される役割</p>		
<p>全国規模の局舎や管路・とう道等を保有し、政府出資の特殊法人として特別なNTT東西に対して、一定のラストリゾート責務を負っていただくことを要望。</p>		
17	<p>NTT東日本殿は東日本エリア、NTT西日本殿は西日本エリアの一体にまで設備を保有している全国事業者であり、全国大で見た場合のコストミニマムの観点や、行政コストの削減等に加え、本研究会において、NTT東西殿等が政府出資を受ける特殊法人であることに着目すべきという意見があったこと等を踏まえると、NTT東西殿等にラストリゾート事業者としての責務を担っていただくことも選択肢の1つとして引き続き検討されることが適当と考えます。</p> <p>また国民の有限希少な財産である周波数を活用しているという観点から、無線ブロードバンドサービスによって代替することも選択肢の1つとして引き続き検討されることが適当と考えます。</p> <p>【株式会社オプテージ】※同旨ソフトバンク株式会社等2者</p>	<p>現在のNTT法第3条の責務規定は、NTT法が制定された当時の状況を前提に設定されたものであり、通信技術の進展や社会情勢の変化等を踏まえ、民主的な検討及び決定のプロセスを経て、その内容を時代に適合したものとなるよう改めること自体は、制度の在り方として、否定されるものではありません。</p> <p>しかしながら、</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 現状において、加入電話等は依然として国民生活に不可欠なサービスであり、NTT東西等の電話に関する責務は当面は引き続き維持する必要があると考えられること</li> <li>② NTT東西等に過剰な法的責務を課すことは、NTT東西等の自主的判断の余地を狭め、NTT東西等の企業体としての合理的経営を損なうおそれがあること</li> </ol> <p>を踏まえると、今般の制度改正における対応として、NTT東西等に対して、有線ブロードバンドサービスに関するラストリゾート事業者としての法的責務を課すことは、必ずしも適当ではないと考えられます。</p> <p>その一方、有線ブロードバンド未整備地域の解消や公設公営・公設民営からの民設移行等を、国・自治体・事業者が連携して進めていく上での道筋を明らかにする観点から、NTT東西やその他の有線ブロードバンドサービス事業者(例えば、特別支援対象区域の適格電気通信事業者となり得る事業者)に対し、不採算地域における有線ブロードバンドサービスの提供等に関する計画の公表等を求めることが適当であると考えます。</p>

# 提出された主な意見と研究会の考え方【案】

No.	提出された主な意見	研究会の考え方【案】
【補論2】放送ブロードバンドによる代替との関係		
「デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会」と十分な連携を図ることは重要。		
18	<p>放送のブロードバンドによる代替との関係については、「デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会」において、本研究会の内容と整合するよう十分な連携を図ることは重要であると考えます。</p> <p>また追加的に発生するコストについては、受益者が異なることを踏まえると、区分して整理することが適当と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社オプテージ】</p>	<p>頂いた御意見も踏まえ、引き続き、「デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会」の事務局と十分な連携を図ってまいります。</p>
将来的に放送のブロードバンドによる代替を実現するために追加的なコストが発生した場合、今般の制度改正の対象となるブロードバンドにおける交付金制度での支援は困難なことから、当該コストは直接の受益者である放送事業者によって負担されるべきものとの考えに基本的に賛同。		
19	<p>将来的に放送のブロードバンドによる代替を実現するために追加的なコストが発生した場合、今般の制度改正の対象となるブロードバンドにおける交付金制度での支援は困難なことから、当該コストは直接の受益者である放送事業者によって負担されるべきものとの考えに賛同いたします。</p> <p>同時に現在のブロードバンド利用において、その大部分を占めるOTT事業者についても、負担を求めるべきものと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【JCOM株式会社】※同旨個人</p>	<p>基本的に賛同の御意見として承ります。</p> <p>なお、OTT事業者を負担対象者とするかについては、ネットワークのコスト負担の在り方全体を巡る議論の中で、中長期的な視点から、海外の事例も参考にしつつ、総合的に検討していくことが適当であると考えます。</p>

# 提出された主な意見と研究会の考え方【案】

No.	提出された主な意見	研究会の考え方【案】
【補論2】放送ブロードバンドによる代替との関係		
一方向サービスと双方向サービスの区分けにはさらなる議論が必要。		
20	<p>放送のブロードバンドによる代替との関係に言及されました。さまざまな視点で議論をされる姿勢を好ましく思う一方で、幾つかの点で意見と要望がございます。</p> <p>「デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会」(以下:検討会)の議論が、研究会の提言と整合するのが重要と指摘されました。国のさまざまな政策が整合性を持つのは自然と考えます。しかし、研究会の提言が、検討会の自由な議論や結論を制約したり妨げたりするものであってはならないと考えます。</p> <p>研究会ではBBサービスの用途として、テレワーク、遠隔教育、遠隔医療と並んで、動画配信、OTTを挙げられました。加えて、BBサービスを放送ネットワークインフラの代替手段の可能性の一つとして言及しています。用途や手段の一つとして触れられるのであれば、動画配信事業者や放送事業者にも意見表明の機会を与えていただきたかったと考えます。</p> <p>放送サービスを一方向のサービスと位置づけ、双方向サービスと定義付けたテレワーク、遠隔教育、遠隔医療と異なるものと区分けされました。一方、構成員の意見では、将来、放送が一種のOTTサービスの一つとして提供される可能性にも触れられております。OTTサービスは双方向サービスであり、補論2における区分けにはさらなる議論が必要と考えます。</p> <p>放送のブロードバンドによる代替の追加コストを、代替の直接の受益者である放送事業者等によって負担されるべきと記述されました。その次項目には、放送のブロードバンド代替が実現した場合、有線ブロードバンドサービス提供事業者の収入が増加し、結果として交付金の総額減少につながる可能性があるとして指摘されました。2つの項目を合読すると、放送事業者の負担コストを交付金の補填財源に位置付けたとも読み取れかねません。構成員の意見で、交付金の対象となるBBサービスと放送のBB代替を別サービスと言及しているにも関わらず、放送のBB代替に伴うBBサービス提供事業者の収支改善効果と同じテーブルで論ずるのは無理があると考えます。</p> <p>P15～P16の脚注32で、OTT事業者が受益者として費用を負担する可能性を今後の検討事項としました。一方、P28で放送事業者等によって負担されるべきものと結論付けたのは、整合性を欠くものと考えます。 【株式会社テレビ東京】</p>	<p>本研究会では、不採算地域における有線ブロードバンドサービスの提供確保の在り方等について検討を行ったものであり、ブロードバンドサービスによる放送ネットワークの代替の具体的な在り方については「デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会」において検討が行われるものと承知しています。</p> <p>一般に、有線ブロードバンドを通じて提供されるサービスには、テレワーク、遠隔医療、遠隔教育等の双方向サービスと、動画視聴のような一方向サービスがあります。</p> <p>前者の双方向サービスに着目した場合、不採算地域でサービスが利用可能となることは、都市部を含む他地域の利用者に受益をもたらします。これに対し、後者の一方向サービスに着目した場合、不採算地域でサービスが利用可能となることは、他地域の利用者には受益をもたらしません。サービスの利用可能者数が増加することは事実であるため、サービスの提供事業者(OTT事業者)に受益をもたらします。</p> <p>このような理由から、最終報告【案】では、</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 放送のような一方向サービスを不採算地域で提供するためのコストを、他地域の利用者に転嫁することはできないが、</li> <li>② 不採算地域で有線ブロードバンドを提供していくためのコスト負担を、OTT事業者に対して求めていくことは、中長期的な課題としては、あり得る</li> </ol> <p>と整理しているものです。</p>

# 提出された主な意見と研究会の考え方【案】

No.	提出された主な意見	研究会の考え方【案】
<b>第3章 事業者に対する規律の在り方</b>		
事業者に対する規律は、必要最小限となるようにすべき。また、公正な競争環境にも配慮すべき。		
21	<p>有線ブロードバンドサービスの提供事業者へ課せられる規律について、対応の必要性および重要性については理解しております。一方で、報告の頻度や報告を要する内容等については、事業者にとって過度な負担とならないよう、可能な限り必要最小限のものとなるようご配慮願います。</p> <p>【株式会社エネルギア・コミュニケーションズ】※同旨西日本電信電話株式会社等5者</p>	<p>今般の制度改正において、有線ブロードバンドサービスを「基礎的電気通信役務」の新たな類型として位置付ける場合、基礎的電気通信役務の適切、公平かつ安定的な提供を確保するため、有線ブロードバンドサービスを提供する事業者に対しても、一定の規律を課すことが適当であると考えます。</p> <p>ただし、有線ブロードバンドサービスと電話とでは、市場環境や技術的特性が大きく異なることから、有線ブロードバンドサービスを提供する事業者に対して課す規律の具体的内容は、有線ブロードバンドサービスの特性を十分に踏まえたものとするのが適当であると考えます。</p> <p>事業者に対する規律の運用の在り方については、今後、審議会等のオープンな場で改めて検討していくことを想定していますが、その際には、競争中立性に十分留意しつつ、事業者にとって過度な負担とならないよう留意して検討を行います。</p>
<b>第4章 今後総務省において実施すべき事項</b>		
交付金や負担金の試算額を公表し、国民に丁寧な周知・説明が必要である。		
22	<p>今後、制度の詳細の議論を進めるにあたっては、本制度を通じて不採算地域においても広くブロードバンドサービスの維持等を図ることで、テレワーク・遠隔教育等の普及の加速等により得られる国民全体の便益や、ブロードバンドサービスの維持等に要する交付金の費用規模を提示した上で、国民全体のコンセンサスを得ながら丁寧に進める必要があると考えます。</p> <p>【西日本電信電話株式会社】※同旨アルテリア・ネットワークス株式会社等4者</p>	<p>頂いた御意見を踏まえ、交付金や負担金の試算額を速やかに公表します。</p>